

	国 の 基 準	あきる野市
<p>保育が必要な理由</p>	<p>以下のいずれかの事由に該当すること ※保護者本人の事由により判断することを基本とするが、同居親族等による保育が可能な場合、優先度上の取扱いを考慮することが可能 ① 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く。）、居宅内の労働（自営業、在宅勤務等を含む） ② 妊娠・出産 ③ 保護者の疾病・障害 ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護 ⑤ 災害復旧 ⑥ 求職活動（起業準備を含む） ⑦ 就学（職業訓練校等での職業訓練含む） ⑧ 虐待やDVのおそれがあること。 ⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。 ⑩ その他</p>	<p>国基準どおり</p>
<p>認定区分</p>	<p>【保育標準時間（1日11時間までの利用）】 1週当たり30時間程度 【保育短時間（1日8時間までの利用）】 1月48～64時間の間で、市町村が定める時間</p>	<p>○保育標準時間：1日11時間まで（就労時間の下限は、1週あたり30時間程度） ○保育短時間：1日8時間まで（就労時間の下限は、1月あたり48時間）</p>
<p>優先利用等</p>	<p>・調整指数上の優先度を高めることにより、優先利用を可能とする仕組みを基本とする。 ・虐待やDV等、社会的養護が必要な場合は、措置制度を併せて活用 ・優先事項の例示については、以下のとおり （実施主体である市町村で、それぞれ検討・運用） ① ひとり親家庭（寡婦福祉法による配慮） ② 生活保護世帯 ③ 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合 ④ 虐待やDVのおそれがある場合など社会的養護が必要な場合（児童虐待防止法による配慮） ⑤ 子どもが障害を有する場合 ⑥ 育児休業明け ⑦ 兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合 ⑧ 小規模保育事業などの卒園児童</p>	<p>国の方針どおり</p>